

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」に対する意見 (パブリック・コメント)

2021 年 11 月 1 日

公益社団法人 経済同友会
規制・競争政策委員会委員長 間下 直晃

今般、法務省から公表された「公証人手数料令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見を述べる。

1 株式会社設立時の公証人による定款認証の手数料の見直しについて

今回、株式会社設立時の公証人による定款認証の手数料が約 30 年ぶりに見直され、引き下げられることを評価する。

我が国の経済成長を支え、国際的にも競争力あるイノベーティブな事業を生み出し、多様性のある社会を構築するには、起業活動の促進が重要である。制度が見直された意義は大きいですが、その目的を考えると、今回の改正に留まらず、手数料の撤廃はもとより公証人、定款認証の存在意義も含めた抜本的な見直しの議論が必要である。

また、起業促進の実効性を高めるためには、設立登記における登録免許税の引き下げも合わせて検討すべきであり、一層の起業促進に向けた不断の改革の取り組みを求める。

なお、手数料は公証人が定款認証を行うサービス料であるため、さらなる減額を前提に、手続きの方法に応じた手数料の変動も検討すべきである。例えば、本人申請時より公証人の負担は軽減されることから、専門家である行政書士を代理人とした場合、専門家による確認を事前に受けているため、手数料を無料にする等の措置も考えられる。

2 起業に関わる諸手続きの完全オンライン化を求める

より起業しやすい環境整備のため、起業に関するあらゆる行政手続きをデジタルで完結できる体制を急ぎ整備すべきである。

例えば、電子定款による認証は、テレビ電話等による認証制度が導入されており、すべてオンライン上での手続きが可能となっているが、手数料の支払方法が限定されているなど、いまだオンライン化が不十分な個所が散見される。また、電子定款認証と設立登記のオンライン同時申請制度も、公証人と認証の日程を事前調整の上で法務省指定のサービスを使用して所定の手続により申請する必要があるなど利便性が高い状況とはいえ、さらなる簡素化が望まれる。

さらに、公正証書の作成やその手続きに関する事務のオンライン化も急務であり、法務大臣からの指示を踏まえ、課題解決と実現までの具体的な工程表を示すべきである。その際には、利用者にとってユーザビリティが高く、一般的なブラウザに広く対応する令和水準のデジタル化を求める。

以 上